栗山町若者移住促進助成制度

この助成制度はこれからのまちづくりを担う若者・子育て世代を増やし、活力あるまちづくりの推進を目的とし、栗山町に 転入される 40 歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居される方に対する住宅支援制度を創設し移住促進を図るもので

助成対象者(主な要件)

すべての条件を満たす方が対象です。

- ①栗山町外に居住し、栗山町内に移住目的で平成31年4月1日から令和5年3月31日までに住民登録をされ た方。
- ②住民登録をされた日において申請者の年齢が40歳未満、もしくは中学生以下の子と同居されている方。
- ③取得した住宅に5年以上居住する見込みの方。
- ④住民登録をされた日(転入日)前3年間において、栗山町に居住されていない方。
- ⑤住宅に居住される方全員が税金等の滞納がないこと。
- ※新築・中古住宅が共有名義の場合は、所有権割合が5割以上有している方。(2人いる場合はどちらか一方)

①新築住宅取得費用助成制度

(※事前申請が必要ですので、購入前にご相談下さい。)

最大

新築住宅 取得費用助成 80 万円



町内事業者 建設加算 20 万円



エコビレッジ 分譲地住宅加算 20 万円

f 120 万円

栗山町内で新築住宅を建築、または購入して移住する場合に、住宅取得に係る費用の一部を助成

- ・町内事業者で住宅を新築した場合や町内事業者から新築住宅を購入した場合
- 加算額 20万円
- ・エコビレッジ湯地の丘分譲地に住宅を新築した場合や新築された住宅を購入した場合 加算額 20万円

②中古住宅取得費用助成制度

③中古住宅リフォーム助成制度

(※事前申請が必要ですので、購入前にご相談下さい。)

中古住宅 取得費用助成 取得費用の 10% (最大 30 万円)

中古住宅 リフォーム助成 工事費用の30% (最大 30 万円)

栗山町内で中古住宅を取得する場合に、住宅取得に係る費用 (土地代も含む) の一部を助成

栗山町内で中古住宅を取得し、その住宅 をリフォームした場合、その工事費用の 一部を助成(町内事業者が実施した工

4 民間賃貸住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅の家賃の一部を 最高 36 力月間助成 (月額家賃-住宅手当-2万円)× 1/2

栗山町内で民間賃貸住宅を借りて移住する場合で、町内事 業所に在職または勤務する正規雇用の方、もしくは町内で 起業された方の、アパート・借家等の家賃の一部を最大 36 力月間助成

- ・単 身 世 帯 月額最大1万円
- ・単身世帯以外 月額最大2万円
- ・家賃助成は1年経過後の年2回交付
- ・助成額の2分の1は「くりやまギフトカード」にて交付 (※転入後3か月以内に申請して下さい。)

※各助成制度には対象者要件と申請期限があります。詳しくはお問い合わせください。 【申込先・問い合わせ】栗山町若者定住推進課 TEL: 0123-73-7521